綾川町観光協会会則

第１章　　総　則

（名　称）

第1条　本会は、綾川町観光協会と称す。

（事務所）

第2条　本会の事務所は、綾川町役場総務課いいまち推進室に置く。

（目　的）

第3条　本会は、綾川町における観光事業の振興を図り、地域社会と産業の発展に寄与することを目的とする。

（事　業）

第4条　本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）観光施設の整備、改善、管理

（２）観光資源の調査開発及び誘致

（３）観光関連産業の振興

（４）観光地及び特産品の紹介・宣伝

（５）観光行事の開催及び協賛

（６）観光関係団体との相互連絡協調

（７）その他本会の目的を達成するのに必要な事業

第２章　　会　員

（会員の資格）

第5条　本会の会員は、本会の趣旨に賛同するもの並びに観光に関係のあるものをもって組織する。

２　本会の会員は、正会員・特別会員及びサポート会員とする。

３　正会員は、観光事業に関係のある各種団体及び事業者とする。

４　特別会員は、役員会において推薦するものとする。

５　サポート会員は、本会の趣旨に賛同するものとする。

（入　会）

第6条　本会の会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出しなければならない。

（会費の納入等）

第7条　正会員及びサポート会員は、別表に定めるところにより、会費を収めなければならない。

２　あらたに入会した者は、入会と同時に当該年度の会費を納入しなければならない。

３　既存の会費は、返還しないものとする。

（資格の喪失）

第8条　会員は、次の各号に該当するときは、その資格を失う。

（１）会員が退会の届出をしたとき

（２）会費の納入を怠ったとき

第３章　　役員等

（役　員）

第9条　本会に、次の役員を置く。

（１）会　長　　　1名

（２）副会長　　　3名

（３）理　事　　若干名

（４）監　事　　　2 名

（役員の選任）

第10条　役員は、総会において正会員及び特別会員の内から選任する。

（役員の職務）

第11条　会長は、本会を代表し会務を総理する。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長があらかじめ定めた順位に従い、その職務を行う。

３　理事は、会長・副会長を補佐し、会務に参画する。

４　監事は、会計を監査する。

（役員の任期）

第12条　役員の任期は２年とする。ただし再任を妨げない。

２　補欠により就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。

３　役員は、任期満了後でも、後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。

（顧　問）

第13条　会長が必要と認めたとき、本会に、顧問を置くことができる。

（事務局）

第14条　本会の事務を処理するために事務局を設置する。

２　事務局に事務局長及び所要の職員を置く。

３　事務局長及び職員は、会長が任命する。

４　事務局長は事務局を総括する。

５　事務局長以外の職員は、事務局長の指揮を受けて庶務その他必要な業務を処理する。

６　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

第４章　　会　議

（種　別）

第15条　本会の会議は、総会、役員会、幹事会の３種とする。

２　会議は会長が召集する。

３　総会及び役員会の議長は、会長がこれにあたる。

（総　会）

第16条　総会は正会員及び特別会員をもって構成し、通常総会及び臨時総会とする。

２　通常総会は、事業年度終了時２ヶ月以内に召集する。

３　臨時総会は、会長が必要と認めたとき招集する。

４　会長は、会員の５分の１以上又は監事から会議の目的である事項を示して臨時総会の請求があったときは、その請求のあった日から２０日以内に召集しなければならない。

（総会の招集）

第17条　総会の招集は、会議の目的である事項、日時及び場所を示した書面により、開催日の１週間前までに正会員及び特別会員に通知しなければならない。

（総会の議決事項）

第18条　総会は、この会則に定めるもののほか、次の事項を決議する。

（１）会則の改正

（２）事業計画及び収支予算

（３）事業報告及び収支決算

（４）会費の徴収額

（５）その他の重要事項

（総会の定足数等）

第19条　正会員及び特別会員は、それぞれ１個の議決権を有する。

２　総会は、正会員及び特別会員の過半数以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。この場合において、書面をもって議決権を行うものは、これを出席者とみなす。

３　総会の議事は、出席会員の過半数を持って決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

４　総会に出席しない会員は、委任状をもって会員の議決権を委任することができる。

（役員会）

第20条　役員会は、役員全員をもって構成し、会長が必要と認めたとき招集する。

（幹事会）

第21条　幹事会は、綾川町、綾川町教育委員会及び商工会代表を持って構成し、会長が必要と認めたとき召集する。

第５章　　部　会

（部会の設置）

第22条　本会に、本会の目的の達成のために、部会を置くことができる。

２　部会は、本観光協会の会員によって構成する。

（部長及び副部長）

第23条　部会に、部長１人及び副部長を２人置く。

２　部長及び副部長は、部会において互選する。

（会長への報告）

第24条　部長は、会務の状況を毎年事業年度少なくとも１回会長に報告しなければならない。

（部会について必要な事項）

第25条　前３条に規定するもののほか、部会について必要な事項は総会の議決を経て別に定める。

第６章　　会　計

（事業年度）

第26条　本会の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

（経費の支弁等）

第27条　本会の経費は、会費、補助金、寄付金その他の収入でこれに充てる。

２　その必要な事項は、役員会の議決を経て会長が定める。

第７章　　補　則

第28条　この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

第８章　　附　則

この会則は、交付の日から施行し、平成１８年３月２１日から適用する。

この会則は、平成２１年４月１日から適用する。

この会則は、平成２７年４月１日から適用する。

この会則は、平成元年１２月１３日から施行する。

この会則は、令和４年５月１８日から施行する。

別　表

会員区分　 一口の金額

正会員　 　　5,000円

特別会員　　　　　　　なし

サポート会員　　　1,000円

ただし、上記の金額は年額とする。

また、希望により一口以上負担することを妨げない。